

返戻金に関する事項

職業紹介事業者が雇用主に紹介した採用者が、次の期間内に退職した場合は、支払われた紹介料金の一部を下記の割合に応じて返金するものとする。

紹介料金の返金は、採用者の退職日から1か月以内に雇用主が職業紹介事業者に対し書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む）を雇用主及び職業紹介事業者が確認できた場合に限る。

返戻金額
（１）入職後１か月未満で退職した場合　８０％
（２）入職後１か月以上３か月未満で退職した場合　２０％
（３）入職後３か月以上６か月未満で退職した場合　５％
※前項における計算期間について入職後の暦日を問わず、賃金締切日ごとに１ヵ月とする。

以下の場合においては返戻金を支払わないものとする。

雇用主による解雇、雇用主の攻めに帰すべき事由による雇用契約の終了した場合。

採用者の死亡、天災事変等の不測の事態の場合。

その他職業紹介事業者の免責が相当と認められる場合。

短期雇用契約に基づく求職者の採用の場合。

許可番号　３５－ユ－３０００１６

事業者の名称　日新商事株式会社

所在地　山口県下関市長府扇町８番３３号